

保険部ニュース 2020年3月号

近年、地域リハの需要が高まり、訪問リハビリテーションの受給者数は約90万人超と右肩上がり増加しています。
今回は『訪問リハビリテーション』の報酬についてまとめました。

報酬算定上、訪問リハビリテーションは「介護保険」「医療保険」の2パターンがある



～介護保険～

基本報酬*	
290点/20分（週6回まで）	
加算	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ～Ⅳ**	Ⅰ～Ⅳ：230～480単位/月
社会参加支援加算	17単位/日
サービス提供体制強化加算	6単位/日
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院、退所、認定後3か月以内)	200単位/日

* 要支援1・2の方も「介護予防訪問リハビリテーション」として訪問リハを行える
** 医師の指示や関わり、リハビリテーション会議など多職種の間わりが求められる

～医療保険～

同一建物居住者以外	同一建物居住者
300点/20分	255点/20分

週6単位まで算定可（退院日から3か月以内であれば週12単位が限度）

急性増悪時は...

期間	状態
14日間(6カ月に1回)	BIもしくはFIMが5点以上悪化

1日4単位まで算定可

医療保険・介護保険・障害福祉制度の疑問に答えるためメール(chiba_ot@yahoo.co.jp)での問い合わせ、掲示板でのQ&A掲示を開始します。
素朴な疑問から専門的な疑問までお気軽に質問していただければと思います。
質問する際は御所属、御名前、御連絡先(メールアドレス又は電話番号)を記載して下さい。
(内容によってはお答えできない場合があります。また、保険算定については地域差もありますのでご了承のうえ質問して下さい。)

保険部 多田